

## 工業用水道の地区別状況

(平成27年4月1日現在)

地区名	給水区域	給水能力 m <sup>3</sup> /日	給水対象 企業数 社	契約水量 m <sup>3</sup> /日	料 金 円/m <sup>3</sup>	給水開始 年月	水 源 m <sup>3</sup> /秒	主 な 施 設
東 葛 南	市川市, 船橋市, 松戸市及び習志野市の区域並びに千葉市の一部の区域	127,200	107	105,185	41.0	<葛南> S 45.10 一部 46.4 全部 <東葛> S 56.10 一部 H 7.4 全部 16.4 統合	北千葉導水路及び 三郷放水路 0.59 利根川河口堰 0.60 霞ヶ浦導水 0.40	江戸川の表流水を取り入れ, 南八幡浄水場で処理のうえ給水する。
千 葉	千葉市, 市原市及び袖ヶ浦市の地先の海面に造成された土地の区域	121,200 (125,000)	25	121,200	23.0	S 46.4 全部	利根川河口堰 0.64 湯西川ダム 0.19 ハッ場ダム 0.47 印 旛 沼 0.21 (未 定 0.05)	印旛沼の表流水を取り入れ, 印旛沼浄水場で処理のうえ給水する。
五井市原	市原市のうち八幡海岸通及び五井海岸通の区域	120,000	17	116,810	19.5	S 39.4 一部 40.1 全部	山倉ダム 1.50	養老川の表流水を山倉ダムへ導水し, 郡本浄水場で処理のうえ給水する。
五井姉崎	佐倉市の一部の区域並びに市原市のうち五井南海岸, 千種海岸及び姉崎海岸の区域並びに市原市及び袖ヶ浦市の地先の海面に造成された土地の区域	401,760	33	396,397	17.5	S 42.3 一部 45.4 全部	印旛沼開発 5.00	印旛沼の表流水を取り入れ, 佐倉浄水場で処理のうえ給水する。
房総臨海	茂原市の区域並びに千葉市, 木更津市, 佐倉市, 市原市及び袖ヶ浦市の一部の区域	172,800 (280,000)	67	141,293	53.0 (10.0) ※経営負担金	S 61.4 一部	川治ダム 1.311 霞ヶ浦開発 (未 定 1.34)	利根川の表流水を長柄ダムへ導水し, 袖ヶ浦浄水場で処理のうえ給水する。 一部は袖ヶ浦浄水場皿木分場で処理のうえ給水する。
木 更 津 南 部	木更津市並びに君津市及び富津市の一部の地先の海面に造成された土地の区域	206,000	17	204,776	21.5	S 44.4 一部 48.4 一部 H 1.4 一部 2.4 全部	豊英ダム 1.06 郡ダム 1.24 小糸川総合運用 0.27	小糸川及び湊川の表流水を取り入れ, 人見浄水場で処理のうえ給水する。
北 総	成田市並びに山武郡芝山町及び横芝光町の一部の区域	1,600	6	535	45.0	H 5.9 全部	地下水 0.02	取水井5カ所(空港南部3井, 横芝2井)から取水し給水する。
計		1,150,560 (1,261,560)	272	1,086,196			14.35	

- 注1 給水区域は, 千葉県工業用水道条例に基づくものである。  
 2 給水能力欄の( )内は全体計画である。  
 3 房総臨海地区については, 料金のほかに経営負担金を徴収している。  
 (房総臨海地区 10 円/m<sup>3</sup>)